

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、この府令の施行の日から平成三十二年十二月三十一日までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の七及び第二十一号の八の規定は、適用しない。